



しあわせ信州

農薬取締法の概要

令和5年度

長野県農薬管理指導士

更新研修会

長野県 農政部 農業技術課



農薬取締法等について

農薬取締法

(昭和23年7月1日 法律第82号)

- 昭和23年に不正・粗悪な農薬の出回りを防止し、農薬の品質の保持向上を図るために制定
 - 販売業者への規制が中心
- 平成14年度に無登録農薬の使用問題により、農薬使用の規制が強化
 - 【主な改正点】
 - ・ 無登録農薬の製造及び輸入の禁止
 - ・ 無登録農薬の使用規制の創設
 - ・ 農薬の使用基準の設定
 - ・ 罰則の強化



農薬取締法等について

農薬取締法

(昭和23年7月1日 法律第82号)

- 平成15年度に食品安全基本法の制定
【主な改正点】
 - ・ 販売禁止農薬の回収命令
 - ・ 農薬でない除草剤への表示義務
- 平成30年12月に農薬取締法の一部改正
【主な改正点】
 - ・ 再評価制度の導入
 - ・ 農薬登録審査の見直し



農薬取締法等について

農薬取締法

(昭和23年7月1日 法律第82号)

第1条 (目的)

この法律は、農薬について登録の制度を設け、販売及び使用の規制等を行うことにより、農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。



農薬取締法等について

農薬取締法

(昭和23年7月1日 法律第82号)

第2条 (定義)

「農薬」とは

- ・ 農作物等 を害する
(樹木及び農林産物を含む)

「病害虫」

菌
線虫
だに
昆虫
ねずみ
草
その他の動植物
ウイルス

農作物等に害を与えない
不快害虫、衛生害虫等は
含まない

の防除に用いられる

殺菌剤
殺虫剤
除草剤
その他の薬剤

忌避剤
展着剤 等

- ・ 農作物等の生理機能の 増進
抑制

に用いられる

(植物成長調整剤)

成長促進剤
発芽抑制剤
その他の薬剤

- ・ 防除のために利用される 天敵



農薬取締法等について

農薬取締法

(昭和23年7月1日 法律第82号)

第2条 (定義)

「製造者」とは 農薬を製造し、又は加工する者

↳ 小分けも含む

「輸入者」とは 農薬を輸入する者

「販売者」とは 農薬を販売する者 (販売以外の授与も含む)
(所有権の移転が伴わないもの (輸送、配送等)
は、販売にあたらぬ)

農薬取締法の概要

check

テキスト p53

- 農薬取締法は、農薬の登録制度を設けることにより、**効果があり、人の健康や環境に対して安全と認められたものだけを農薬として登録し、製造・販売・使用できるようにするほか、農薬使用者が遵守すべき使用基準等も規定**

製造

流通

使用

登録 製造・輸入等 表示

販売

使用基準

- 農薬の登録
農薬の製造には、農林水産大臣の登録を受けることが必要
登録時には、人の健康や環境への安全性等を審査
- 農薬の表示
農薬の容器等に、農薬の名称や使用方法に関するラベルを表示

- 農薬の販売者の届出
販売所ごとに、代表者の氏名、所在地等を届出
- 農薬の販売
無登録農薬の販売を禁止

- 農薬の適切な使用
定められた使用方法（対象となる病害虫や農作物等）の遵守
- 農薬の使用の禁止
無登録農薬の使用を禁止

農薬登録申請時に必要な主な試験成績

- ① 雑草や病害虫等に対する効果、農作物の生育に対する害に関する試験
- ② 毒性に関する試験（人の健康に対する影響）
- ③ 農作物等への残留に関する試験
- ④ 土壌や水産動植物等の環境への影響に関する試験

販売者が遵守すべき事項

農薬取締法第17条（販売者の届出）

check

販売者は、

新たに販売を開始する場合、販売開始日まで
販売所を増設し、又は廃止した場合、**2週間**以内に
届出事項中に**変更**を生じた場合、**2週間**以内

その販売所ごとに、

氏名及び住所

当該販売所（所在地・名称）

を

当該販売所の所在地を所管する都道府県知事に届け出なければならない。

↳ 各地域振興局長（農業農村支援センター）へ

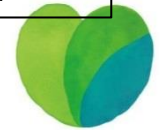
インターネット販売等、販売所で**直接農薬を販売しない場合**は、販売者の「**事務所***」を記載し届け出る。

「**事務所***」

事務所その他これに準ずる場所を指す

各種届出様式は長野県HPに掲載されています。

(<http://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/hiryu/hanbai.html>)



販売者が遵守すべき事項

農薬取締法第18条、20条、21条、22条

販売者は、

無登録農薬、販売禁止農薬の**販売禁止**（第18条）

↳ DDT、パラチオン、水銀剤等 27剤⇒p.266

帳簿（譲受・譲渡数量）を**3年間**保存（第20条、施行規則第16条）

（水質汚濁性農薬の場合は譲渡先別の数量）

↳ 該当農薬は「シマジン」のみ（長野県内では使用しない）
⇒p.261 農薬取締法施行令第二条

虚偽宣伝の禁止（第21条）

有効成分の含有量

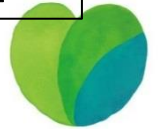
効果

無登録農薬を登録農薬と誤認させる

農薬でない除草剤（農薬登録のない除草剤）の表示義務（第22条）

店頭の見えやすい場所に「**農薬として使用できない**」旨の表示

check



農薬使用者が遵守すべき事項

農薬取締法第25条

第25条（農薬の使用の規制）

農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農林水産省令・環境省令で、（中略）農薬を使用する者が遵守すべき基準を定めなければならない。

↳ **農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令** ⇒ p.279

2 略

3 **農薬使用者は、第一項の基準**（前項の規定により当該基準が変更された場合には、その変更後の基準）**に違反して、農薬を使用してはならない。**



農薬使用者が遵守すべき事項

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令

【農薬使用者の責務】

- 1 農作物等に害を及ぼさない。
- 2 人畜に危険を及ぼさない。
- 3 農作物等を汚染させない。
汚染された農作物等が原因で人畜に被害を生じさせない。
- 4 農地で栽培される農作物、畜産物が原因で人に被害を生じさせない。
- 5 水産動植物の被害を発生させない。
- 6 公共用水域を汚濁させない。
汚濁した水の利用により人畜に被害を生じさせない。



check



農薬使用者が遵守すべき事項

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令

【遵守義務】

1 食用農作物・飼料作物への農薬使用の遵守義務

★適用作物への使用

★使用量又は濃度の範囲内

★使用時期

★総使用回数の範囲内

作物名	適用病害虫	希釈倍数	使用時期	使用回数
トマト	アブラムシ類 オンシツコナジラミ	2,000～ 3,000倍	収穫前日まで	3回以内
ミニトマト	アブラムシ類 オンシツコナジラミ	3,000倍	収穫前日まで	1回

※農薬登録ラベルの例

2 以下の者は農薬使用計画を毎年度農林水産大臣（関東農政局）に提出

★くん蒸農薬使用者（倉庫・天幕（木材等）等のくん蒸）

★航空散布の農薬使用者（有人ヘリ）

★ゴルフ場の農薬使用者

間違いやすい作物例

大きさが違う



ピーマン



とうがらし



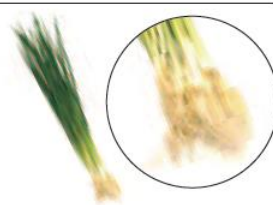
ししとう



ねぎ



わけぎ



あさつき



大粒種ぶどう



小粒種ぶどう

デラウェア等
1粒重が1.5g
程度のもの



トマト



直径3cm以下
のもの

ミニトマト



だいこん



はつかだいこん



農薬使用者が遵守すべき事項

農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令

(平成15年農林水産省・環境省令第5号)

【努力義務】

- 1 散布履歴の記帳
(散布日、散布場所、作物、農薬の種類・濃度/量)
- 2 水田使用農薬の止水期間を守る。
- 3 住宅地周辺での飛散防止⇒「住宅地等における農薬使用について」
- 4 土壌くん蒸剤の揮散防止と被覆期間を守る。
- 5 農薬の表示事項を守ること。(有効年月、貯蔵・使用上の注意事項等)
- 6 ゴルフ場の外に農薬が流出するのを防止すること。

check

(住宅地等における農薬の使用)

第六条 農薬使用者は、住宅、学校、保育所、病院、公園その他の人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる施設の敷地及びこれらに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。



住宅地等通知について

住宅地等における農薬使用について（通称：住宅地等通知）

- ・平成15年9月16日付け 15消安第1714号農林水産省消費・安全局長通知
- ・平成19年1月31日付け 18消安第11607号・環水大土発第070131001号
農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知
- ・平成25年4月26日付け 25消安第175号・環水大土発第1314261号
農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知

「住宅地等」で農薬を使用する際に「農薬使用者等」が遵守する事項を記載

「農薬使用者等」とは？

通常以上の配慮が必要

- ・農薬使用者、農薬使用委託者、病害虫防除等の責任者
- ・農薬の散布を行う土地、施設等の管理者（市民農園の開設者を含む。）

地方公共団体が行う取組

- ・地方公共団体が管理する施設の病害虫防除などの**入札要件**として下記内容を規定する
 - ①**農薬管理士**等地方公共団体が指定する資格を有すること
 - ②**指定する研修**を受けていること（農薬適正使用研修会、本更新研修会が該当）
- ・地方公共団体の施設管理部局の担当者は、住宅地等通知の周知・徹底を目的とした研修に¹⁵定期的に参加する

住宅地等通知について



check



しあわせ信州

住宅地等で農薬を使用する者が遵守すべき事項

【主な内容】

- 農薬の使用に頼らない防除の実施（耕種的防除、物理的防除）
- 使用回数・使用量を減らす努力（適期防除、スポット散布）
- 周辺への影響が少ない剤の選定（微生物農薬、粒剤、樹幹注入剤等）
- 農薬のラベルの表示事項の遵守（使用上の注意事項も）
- 現地混用の禁止（予防的農薬散布は行わない）
- **使用する前に事前周知**（十分な時間的余裕を持って、化学物質過敏症の方への配慮）
- **飛散防止対策の徹底**（風、飛散低減ノズルの使用、ノズルの方向）
- **散布する日時等の配慮**（通学・通勤時間帯を避ける、土日や放課後、立ち入り制限）
- 使用履歴を残す（何かがあったときのため + 防除方法の検討）

重要なこと

- 「防除のため農薬散布は当たり前」から入らない
- 誠意ある対応（相手の話をきちんと聞く）
- 農薬使用者と住民が相互理解を深めること

農薬を使用する者、防除を委託した者は
当事者意識を持ちましょう

農薬を使用する者は人や周辺環境等に
危害を及ぼさないようにする責務があります

住宅地等通知について





しあわせ信州

地方公共団体が行う病害虫防除に際して

【入札参加資格要件となる研修の受講証明】

(表面)

 しあわせ信州	受講証	長野 太郎
あなたは農薬管理指導士研修における農薬の安全 使用に係る所定の研修を受講されました。		
よってここに受講を証します。		
有効期限：平成28年（2008年）6月吉日		
長野県 農政部 農業技術課長 		

(裏面)

(受講証の発行を受けた者の責務)
公共施設等における植栽並びに住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めるとともに、「住宅地等における農薬使用について」（平成25年5月10日付け25水大第52号・25農技第84号環境部長・農政部長通知）において示した、住宅地等で農薬を使用する者が遵守すべき事項を十分に理解し、その周知・徹底に努めるとともに農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないように、飛散防止対策の一層の徹底を図らなければならない。

公共施設等における植栽の病害虫防除業務等に係る事務取扱要領

(平成25年5月31日付け 25農技第140号農政部長通知)

農薬残留基準値超過事案と 事故事例について

全国および長野県の残留基準値超過事案

1 全国の状況（令和4年度）

- ・ 33件（長野県 農業技術課調べ）
- ・ **いずれも自主回収や回収命令**

2 長野県の状況

- ・ 13件（平成18年度以降）
- ・ 平成26～28年度 なし
- ・ **平成29、30、令和元年度 各1件**
- ・ **令和2、3、4年度 なし**

【ポジティブリスト制度】
(平成18年5月29日施行)

原則全ての農薬に対して
残留基準値が設定されていない作物は一律基準値を適用
(0.01ppm)



しあわせ信州

ゴルフ場における 農薬適正使用について

ゴルフ場における農薬適正使用

ゴルフ場における農薬等の安全使用等に関する指導要綱

■ 第1条（目 的）

ゴルフ場における農薬及び着色剤の安全かつ適正な使用等の確保
農薬等の使用に伴う周辺環境の汚染の防止を図る

農薬等による被害を防止、良好な環境の保全に寄与

■ 第2条（定 義）

「農薬」＝農薬取締法（以下「法」という）第2条に規定する農薬

→病害虫の防除に用いられる殺菌剤・殺虫剤等、成長促進剤・発芽抑制剤等、天敵

「事業者」＝県内に開設されたゴルフ場を経営している者
（ゴルフ場の造成工事の発注者を含む）



ゴルフ場における農薬適正使用

ゴルフ場における農薬等の安全使用等に関する指導要綱

■ 第3条（農薬の購入）

農薬登録を受けた農薬を、販売届を行った販売店から購入する

■ 第4条（農薬の適正使用）

農薬の使用を必要最小限にとどめるよう努め、農薬を使用するときは、農薬の表示ラベルの内容を遵守する。

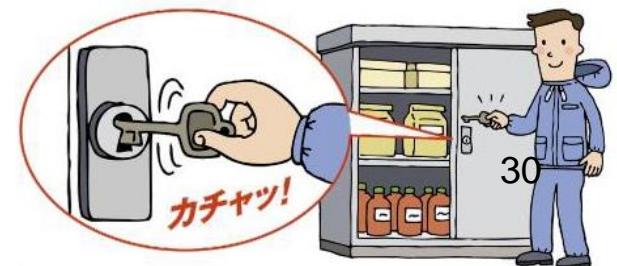
→適用病害虫の範囲及び使用方法、使用上の注意事項等

■ 第5条（被害防止対策の徹底）

「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」の遵守

■ 第6条（農薬等の保管）

施錠できる保管庫等の設置



ゴルフ場における農薬適正使用



しあわせ信州

ゴルフ場における農薬等の安全使用等に関する指導要綱

第7条（農薬等取扱責任者）

農薬等取扱責任者の設置 → 農薬管理指導士の有資格者

30日以内に知事（農政部農業技術課）及び所在する市町村長へ報告
変更をしたときも同様

第8条（農薬適正使用研修会等）

農薬等取扱責任者その他の農薬の使用に携わる者の**研修への参加**

→ 農薬適正使用研修会等

第9条（農薬等取扱規程）

事業者が遵守すべき事項を含む**農薬の取扱いに関する規定**

→ 速やかに知事（農政部農業技術課）及び所在する市町村長へ報告
変更をしたときも同様

ゴルフ場における農薬適正使用



しあわせ信州

ゴルフ場における農薬等の安全使用等に関する指導要綱

第12条（水質監視等）

- ・ **水質を常時監視する**⇒調節池等に魚類を飼育すること等
- ・ ゴルフ場からの排水等の色及び臭気等、以上の有無についても常に注意を払う。
 - ※異常が確認されたときには、管轄する市町村及び県地域振興局へ連絡すること。

第14条（水質測定）

- ・ 排水口等の地点において、農薬の濃度について水質の測定を行う。
→測定結果を**翌年度の4月15日まで**に知事（地域振興局環境課）及びゴルフ場が所在する市町村の長に報告する。

ゴルフ場における農薬適正使用



しあわせ信州

ゴルフ場における農薬等の安全使用等に関する指導要綱

第10条（農薬等の使用実績の報告等）

毎年4月15日までに、前年度の農薬の使用実績を報告
知事（農政部 農業技術課）及び所在する市町村長

農林水産省・環境省省令第5号

第5条（ゴルフ場における農薬の使用）

毎年農薬を使用する最初の日までに、使用者名、住所、使用計画を提出
農林水産大臣及び環境大臣

（提出先：関東農政局消費・安全部 農産安全管理課へ正本一通を提出）



しあわせ信州

その他

農薬登録における適用作物名について(一部抜粋)

大作物群	中作物群	小作物群	作物名	作物名に含まれる別名、 地方名、品種名等の例	備考	
野菜類	うり類	うり類(成 熟)	メロン	アールスメロン、アムス メロン、アンデスメロ ン、エリザベスメロン、 キンショウメロン、キン ショーメロン、クイン シーメロン、タカミメロ ン、ハニーデューメロ ン、パパイヤメロン、プ リンスメロン、ハミウリ	成熟した果実を収穫する もの	
			漬物用メロン		未成熟な果実を収穫する もの	
	なす科果菜 類	—	しょくようほおずき	ゴールデンベリー、トマ ティロ、グランドチェ リー	果実を収穫するもの	
			トマト		果実を収穫するもの 直径3 cm以下のものは含 まない	
			ミニトマト		果実を収穫するもの 直径3 cm以下のもの	
			なす		果実を収穫するもの	
			ピーマン及 びとうがら し類	甘長とうがらし	伏見とうがらし、万願寺 とうがらし、三宝とうが らし、ひもとうがらし	果実を収穫するもの 未成熟の状態を利用する 甘味種
				かぐらなんぼん きだちとうがらし		果実を収穫するもの
				ししとう	ししとうがらし、獅子 唐、葵ししとう	
				とうがらし	鷹の爪、八房、日光とう がらし、札幌大長とうが らし	果実を収穫するもの 未成熟の状態、あるい は完熟させて利用する辛 味種
	ハバネロ		果実を収穫するもの			
	ピーマン	大獅子、カリフォルニア ワンダー、カラーピーマ ン、オランダパプリカ				
	ピカンテ					



長野県農作物病害虫・雑草防除基準

まずは覗いてみましょう！防除基準！

前のスライドは長野県農作物病害虫・雑草防除基準に掲載している作物分類表です。

また、農薬登録における適用作物名については、長野県で作成している病害虫・雑草防除基準に記載がありますので確認してみてください。

日常で普段思っていた農作物の分類が間違っているかもしれません！！

(例) 食用サクラ（葉）・（花）

普通であれば花き類・鑑賞植物と思いますが…

“野菜類”となります

最新のものはFamicのHPでも、公開されています。

こちらの表に記載がなく、適用作物が不明なものは、現地農業農村支援センター技術経営普及課もしくは県庁農業技術課へご相談ください。

蚕児および魚介類等に対する 特別指導事項について

- これらに対する農薬の危被害を未然に防止するため、指定農薬危被害防止対策推進用に基づき、特別な指導が必要な農薬を定めている。
- 使用指定地域も規定している。
- ラベル標記で注意喚起マーク（魚介類およびカイコ注意等）があるような農薬は注意しましょう。

ミツバチに対する危害防止対策について

- 地域の養蜂実態を把握しておく
- ミツバチ農薬危被害対策連絡会議（事務局：地域振興局農業農村振興課）にて農薬散布時期やミツバチの飼育場所の情報交換
- ミツバチが活動している時（13～30℃）の農薬散布に注意
- 飛散しにくい剤型の選択



農薬取締法の一部改正について

(平成30年6月15日公布、12月1日施行)

※一部は令和2年4月1日施行

背景

○農薬の安全性の向上

科学の発展により蓄積される、農薬の安全性に関する新たな知見や評価法の発達を効率的かつ的確に反映できる農薬制度への改善が必要

○より効率的な農業への貢献

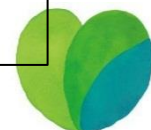
良質かつ低廉な農薬の供給等により、より効率的で低コストな農業に貢献するため、農薬に係る規制の合理化が必要

目指す姿

- 国民にとって、農薬の安全性の一層の向上
- 農家にとって、①農作業の安全性向上、②生産コストの引下げ、③農産物の輸出促進
- 農薬メーカーにとって、日本発の農薬の海外展開の促進

具体的な見直し内容

テキスト p64～65



しあわせ信州

1 再評価制度の導入

同一の有効成分を含む農薬について、一括して定期的に、最新の科学的根拠に照らして安全性等の再評価を行う。

また、農薬製造者から毎年報告を求めること等で、必要な場合には、随時登録の見直しを行い、農薬の安全性の一層の向上を図る。
なお、従来実施していた再登録は廃止する。

(第8条、第9条、第15条、第29条、旧第5条)

2 農薬の登録審査の見直し

(1) 農薬の安全性に関する審査の充実 (第3条第2項)

① 農薬使用者に対する影響評価の充実

② 動植物に対する影響評価の充実

③ 農薬原体 (農薬の主たる原料) が含有する成分 (有効成分及び不純物) の評価の導入

(2) ジェネリック農薬の申請の簡素化 (第3条第3項)

ジェネリック農薬の登録申請において、先発農薬と農薬原体の成分⁴⁰の安全性が同等であれば提出すべき試験データの一部を免除できることとする。

再評価制度のイメージ

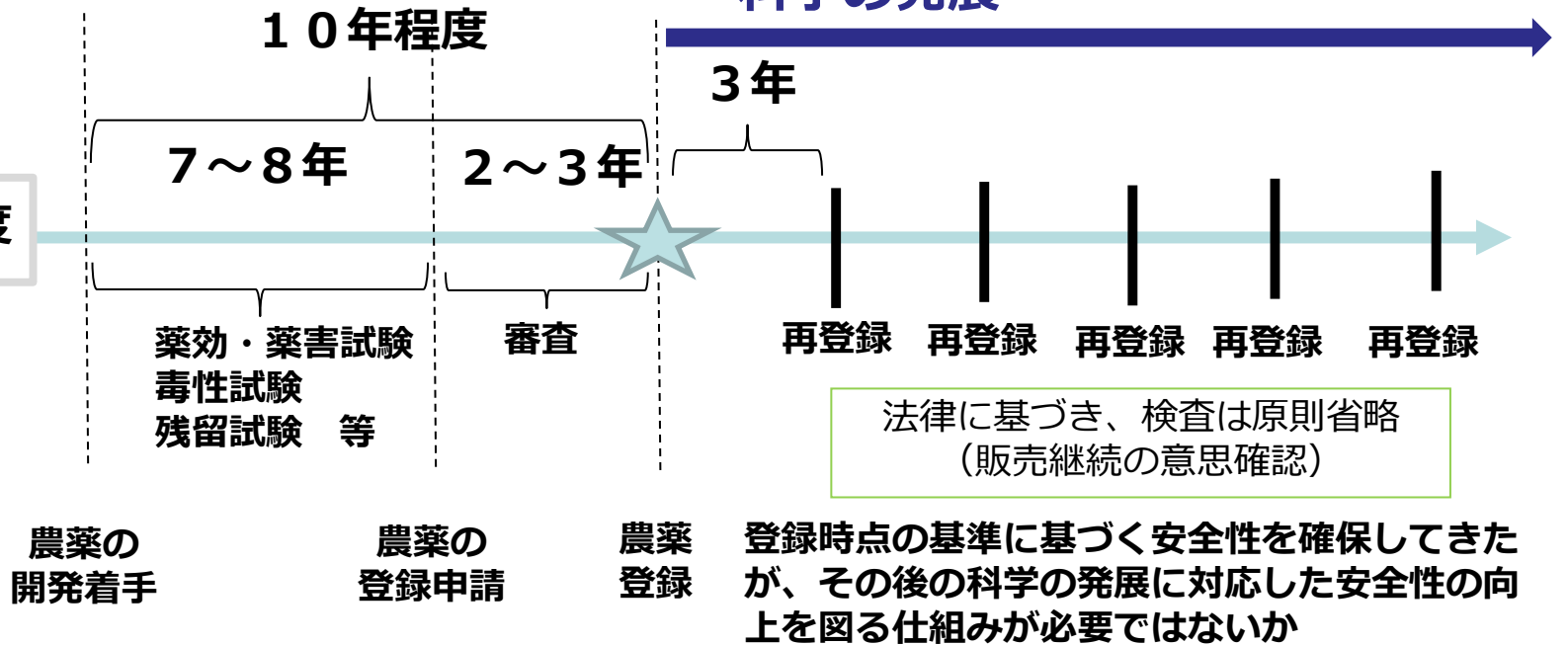
テキスト p64~65



しあわせ信州

科学の発展

従来の制度



新たな再評価制度

- ①毎年、安全情報のモニタリング
(メーカーからの報告、国の情報収集等)
- ②随時評価
(安全性等に新たな科学的知見が明らかになった場合)
- ③定期的に再評価 (概ね15年ごと)
(最新の基準に基づき、全ての農薬を評価)

2021年より本格的に
スタート
農薬の安全性の向上

※形式的な確認手続きである再登録は廃止

再評価の優先度



安全な食品を安定的に供給するという観点から、効率的な再評価のために、海外の情報も参考にして重要なものから優先度を決定して評価を実施。

優先度	種別	基準
A	わが国で多く使われているもの	<ul style="list-style-type: none">・殺虫剤の場合、生産量が概ね20～30t／年以上・除草剤、殺菌剤の場合、生産量が概ね50t／年以上
B	使用量は少ないが、一日摂取許容量等が少ないもの	<ul style="list-style-type: none">・国内ないし海外で設定されているADIが低いもの（概ね0.005mg/kg bw以下）・国内ないし海外で設定されているARfDが低いもの（概ね0.001mg/kg bw以下）・国内ないし海外の評価で神経毒性、発がん性、遺伝毒性、免疫毒性、生殖発生毒性等が懸念されるもの。・海外の評価で、使用時の安全性について懸念されるもの（AOELが概ね0.01mg/kg bw以下）・環境中への残留性の高いものや有用生物への影響が懸念されるもの
C1	その他の農薬	<ul style="list-style-type: none">・優先度A, B, C2またはDに当てはまらないすべての有効成分
C2	登録が比較的新しいもの	<ul style="list-style-type: none">・優先度A, B, C2またはDに当てはまらないすべての有効成分のうち、わが国で2006年以降に評価、登録されているもの
C3	生物農薬及び植物検疫用途農薬等	<ul style="list-style-type: none">・微生物農薬を含む生物農薬、フェロモン。食品、植物抽出物等毒性の懸念の小さいもの。植物検疫用途農薬。

直近の再評価を受ける農薬



しあわせ信州

1 2021年度中（官報、農林水産省告示第804号）

アセタミプリド、イソチアニル、イミダクロプリド、グリホサート系（アンモニウム塩、イソプロピルアミン塩、カリウム塩、ナトリウム塩）、クロチアニジン、一・三・ジクロロプロペン（別名D-D）、ジノテフラン、チアメトキサム、チオベンカルブ、チフルザミド、ブタクロール

2 2022年度中（官報、農林水産省告示第704号）

エスプロカルブ、エチプロール、キノクラミン（別名ACN）、チアジニル、フィプロニル、フェリムゾン、フェンメディファム、フサライド、プレチラクロール、プロスルホカルブ、プロパモカルブ塩酸塩、ペントキサゾン、モリネート

3 2023年度中（官報、農林水産省告示第509号）

アラクロール、イソプロチオラン、MCPBエチル、カルボスルファン、クロルピクリン、シアナジン、シハロホップブチル、トルクロホスメチル、フェントラザミド、プロピネブ、ブロマシル、ブロモブチド、ベンゾビシクロン、ベンフラカルブ、ホセチル、メタミトロン、メチダチオン、メトラクロール、S-メトラクロール

4 2024年度中（官報、農林水産省告示第801号）

2・4-D系（イソプロピルアミン塩、エチル、ジメチルアミン、ナトリウム水化物）、アンバム、インダノファン、オキサミル、カフェンストロール、シアントラニリプロール、ジチアノン、シラフルオフエン、ダミノジッド、チオファネートメチル、テトラコナゾール、テブフェンピラド、トプラメゾン、トリシクラゾール、ピラクロニル、ピリミジフェン、ピロキロン、ブプロフェジン、フルチアセットメチル、プロパルギット、プロベナゾール、ヘキサコナゾール、ベノミル、ペンシクロン、ベンフルラリン、メソトリオン、メフェナセット



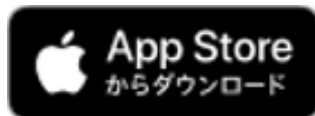
しあわせ信州

MAFFアプリ

MAFFアプリは、農・林・漁業に携わる皆様に役立つ情報を農林水産省から直接お届けするスマホ用アプリです。政策情報等の配信や農薬の使用方法・注意事項を手軽に検索・確認でき、どなたでも無料※でご利用できます。

※通信に要する費用（データ通信料等）は、利用者の負担となります。

（農林水産省HP）<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/maff-app.html>





しあわせ信州

リーフレットの紹介

(公社) 緑の安全推進協会と農薬工業会で、農薬の適正使用に関するリーフレットを作成し、無料で配布しています。

(緑の安全推進協会HP) <https://www.midori-kyokai.com/>

(農薬工業会HP) <http://www.jcpa.or.jp/labo/books/>

